

社会福祉法人精華町社会福祉協議会

令和元年度 第5回 理事会議事録

- 1 開催年月日 令和元年12月4日(水)
午後3時00分～午後4時45分
- 2 開催場所 精華町地域福祉センターかしのき苑2階 会議室D・E
- 3 理事総数 12名
- 4 出席者氏名 (12名)
理事 清水泰律 森 修美 早樫一男 岩前良幸
田中智美 長谷川 悟 石崎照代 中畔秀昭
福味加世子 山本正來 岡田敦子 古海りえ子
監事 浦田善之
- 5 欠席者氏名 監事 島中秀司
- 6 議 案
第21号議案 令和元年度補正予算(第1号)について
第22号議案 指定通常規模型通所介護事業の更新申請について
第23号議案 指定認知症対応型通所介護等事業の更新申請について
第24号議案 指定居宅介護支援事業の更新申請について
第25号議案 指定訪問介護事業の更新申請について
協議事項1 部会の存続について
- 7 諸報告
- 8 議事の経過要領及び議案議決の結果
定刻に至り、定款第30条の規定により議長に岡田敦子理事が選任され、議長は定款第31条第1項に定める定足数を満たしていることを確認し、議事に入った。

第21号議案 令和元年度補正予算(第1号)について
議長の指示により、事務局長から提案。令和元年10月1日から消費税引き上げに伴う介護報酬の改定があり、介護人材確保の取り組みとして介護職員

等特定処遇改善加算が新設され、加算を取得するに伴い介護保険事業収入を補正したいため。また、取得した加算により嘱託職員2名分の人件費を補正したいため。居宅介護支援事業において、給付管理実績が当初見込んでいた実績を下回ることから、減額補正する必要があること等により補正の必要が生じたため、定款第43条に基づき補正予算について同意を得たいことについて、説明資料を用い、サービス区分ごとに補正内容、補正科目、補正額、補正後の予算額について提案説明した。

以上の説明を受け、第21号議案について質疑をおこなったところ質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第22号議案 指定通常規模型通所介護事業の更新申請について
議長の指示により、通所介護課長から提案。都道府県知事が指定する介護保険事業については、原則として6年ごとにその更新を受けなければその期間の経過によって効力を失う。本会が実施する指定通常規模型通所介護事業については平成26年4月1日に指定を受け、その効力が令和2年3月31日をもって消滅することから、令和2年4月1日以降も引き続き指定通常規模型通所介護事業を実施したいため、介護保険法（平成9年法律第123号）第70条の2の規定により、指定通常規模型通所介護事業の更新申請をしたい旨について資料を用いて提案説明した。

以上の説明を受け、第22号議案について質疑をおこなったところ質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第23号議案 指定認知症対応型通所介護等事業の更新申請について
議長の指示により、通所介護課長から提案。市町村が指定する介護保険事業については、原則として6年ごとにその更新を受けなければその期間の経過によって効力を失う。本会が実施する指定認知症対応型通所介護事業については平成26年4月1日に指定を受け、その効力が令和2年3月31日をもって消滅することから、令和2年4月1日以降も引き続き指定認知症対応型通所介護等事業を実施したいため、介護保険法（平成9年法律第123号）第70条の2の規定により、指定認知症対応型通所介護等事業の更新申請をしたい旨について資料を用いて提案説明した。以上の説明を受け、第23号議案について質疑をおこなったところ質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第24号議案 指定居宅介護支援事業の更新申請について
議長の指示により、在宅介護課長から提案。市町村が指定する介護保険事業（平成30年4月から都道府県から市町村に移譲）については、原則として

6年ごとにその更新を受けなければその期間の経過によって効力を失う。本会が実施する指定居宅介護支援事業については平成26年4月1日に指定を受け、その効力が令和2年3月31日をもって消滅することから、令和2年4月1日以降も引き続き指定居宅介護支援事業を実施したいため、介護保険法（平成9年法律第123号）第70条の2の規定により、指定居宅介護支援事業の更新申請をしたい旨について資料を用いて提案説明した。以上の説明を受け、第24号議案について質疑をおこなったところ質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第25号議案 指定訪問介護事業の更新申請について

議長の指示により、在宅介護課長から提案。都道府県知事が指定する介護保険事業については、原則として6年ごとにその更新を受けなければその期間の経過によって効力を失う。本会が実施する指定訪問介護事業については平成26年4月1日に指定を受け、その効力が令和2年3月31日をもって消滅することから、令和2年4月1日以降も引き続き指定訪問介護事業を実施したいため、介護保険法（平成9年法律第123号）第70条の2の規定により、指定訪問介護事業の更新申請をしたい旨について資料を用いて提案説明した。

以上の説明を受け、第25号議案について質疑をおこなったところ質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

協議事項1 部会の存続について

議長の指示により、事務局長から、本会部会の存続について役員に協議いただきたいことについて趣旨を説明。参考として、資料「京都府内における各社協の部会設置状況等について」情報提供をおこなった。また、本会部会の成り立ち及び福祉を取り巻く時代背景や流れについて説明をおこない、今回の意見については正副会長と事務局で集約し、改めて今後の方向性をまとめたうえで提案したいことについて説明した。以上の説明を受け、議長から、今回は協議の範囲に留めることについて再度確認をおこない、役員から忌憚のない意見や質問を募った。

意見：石崎理事

平成24年に部会に関する規程ができた。当時理事をしていて、もっと介護保険等について勉強したい気持ちがあったため、部会の設置はありがたかった。年2回ほど開催していたが、部会の開催により介護保険事業の内容や状況の把握ができた。しばらく部会の開催が途切れたため、再度部会の必要性を考えたい。年1回でも良いので、実際に実践活動をしてもらっているうえでの、意見集約の機会として部会を用いること

は有意義ではないか。

意見：岩前理事

参考資料を見ると、大きな市でも部会の無いところや、部会の数もさまざまである。社協の理事数も違うと思うが、部会数の多い町社協などは1人の理事が複数部会に入っているのか。職員が一緒におこなっているから、理事は1つの部会に属して活動するだけでいいのか。役場の部会などは、基本的にテーマを決めて、毎月定期的に話し合いや実践をおこなっている。作業部会のようなイメージである。精華町社協の部会の成り立ちは学びや学習の場で、理事会ではでないことを別時間で掘り下げて話をするというものであった。現状、この人数の中で本当に部会が必要かどうか活動内容によって判断していく時期と思う。介護保険部会については、平成12年に介護保険ができ、社協が事業所として運営していくにあたり、理事も勉強する必要があるとのことで設置された。現在は制度が充実し安定している。あえて介護保険部会を設ける必要があるのか。部会そのものが必要かどうか、また部会で何をするのかを確認したほうが良い。

意見：長谷川会長

精華町の部会は全て理事で構成されている。一概には言えないが、他の社協では1～2名の理事が入り、住民代表が1名入り行政が入り、総合的な部会が一般的である。本会理事12名で、3部会に分割できる人員的余裕がない。精華町の部会については、事業の中で一部実施しているため大部分はクリアされている。

質問：田中理事

広報啓発部会の内容を教えて欲しい。

回答：事務局長

（資料「部会の設置に関する規程」に記載のある、「部会の役割」について説明をおこなう）代表的なものは、例年7月の社協会員増強月間の中で街頭啓発をおこなっている。理事全員に呼びかけをさせていただき、広報啓発部会として全員で啓発活動をおこなっている。

意見：田中理事

勉強したいとの思いから、地域福祉部会と介護保険部会の2部会で発足した。年2回ほど開催していたが、忙しいため人数が集まらず開催されていない。その都度、職員が出席して説明等をおこなう形で1時間ほどおこなっていたが、1時間では頭に入らない部分があった。その時期は覚えることが多い時期であったが、現在は運営も安定しているため理事が甘んじていたかも知れない。年に1回でも、各部会ではなく、理事全員が1つの課題について勉強するべきではないか。部会ではその知識しか入らないため、理事全員が積極的に支援していく力にならない。年に1回でも良いので、

課題を決めて招集するやり方も必要ではないか。

意見：長谷川会長

補足説明であるが、地域福祉部会で長く部会長をしていた。その際、チームにわかれて企業へ会費の依頼に行っていたことがあるが、その時は会費の加入率が上がった。部会は日程調整が大変なため、当時は理事会終了後に1時間程度、部会を開催していた。部会等どのような形にしても、事務局側に負担がかからないような形のものにしたい。

意見：森理事

何年か理事をしていて2回ほど部会に出席したが、どちらの部会に出席したか、内容なども不確かである。その程度のものなら残す必要はないのではないか。部会が必要と考えるなら、最初からやるテーマ等を決めておかないと、今回と同じ形になるのではないか。

意見：早樫理事

改めて学びなおすということはあっても良いが、規程にある部会の役割のように活動するといことになる、他の役割等もあり、難しいのではないか。部会の内容によっては活動が可能ではないか。

意見：山本理事

部会での勉強の記憶はないが、地域福祉部会で企業へ会費の依頼に行ったことがある。依頼については一定の成果があった。部会を続けるなら、そういう方面のことならできる。知識の部分では、自分1人での勉強は難しいためそういう場があればいいが、事務局に負担がでないか。

意見：古海理事

理事のスキルアップが見込め、社協運営に反映されるものであれば、部会での勉強の機会はあっても良い。ただ、立ち上げた部会が続かなかつた理由を振り返る必要がある。

意見：浦田監事

勉強会という言葉が出てきたが、以前の部会が社協の運営にどの程度プラスであったのか疑問である。現在部会の活動をしていないが、何か弊害が出ているのか。部会が必要かわからないが、やるなら私たちの勉強からスタートではないか。

意見：中畔副会長

部会は1つのことをやるため、広く勉強していくということであれば、部会にこだわる必要はないのではないか。部会がある以上、規則を残すかどうかということになる。規則を無くし、勉強会をやっていくのも1つの方法ではないか。わかれて部会をおこなうと、ある人はそのことに精通するが、その部会に入っていない人は違うことをやるため、理事全員が同じ目線で共有し、スキルを上げることに繋がらない。1つのことに対してテ

一マを決めてやるほうが良い。

意見：福味副会長

各理事がスキルアップを図り、それを社協活動に活かすのが理想である。部会立ち上げ当初は介護保険など新しい福祉制度が始まった時期であり、その中で、職員を含め理事も勉強する時期であった。各理事とも専門性を持った活動をしており、スキルアップするなら理事が集まる部会の形だけではなく、研修や福祉実践交流会など他にもたくさん勉強の場が提供されている。そういう場を活かして学習することで力をつけていってもいいのではないか。部会がその役割をするのは違う気がする。このように意見が活発に出るのはいいことである。部会の形ではなく、年に1回でもいいので、理事会とは別にこのような場があっても良いのではないか。

意見：岡田理事

部会は拘束性があり、制度等を学びたいというのとは違う気がする。部会の規程を廃止してまた復活させるのは難しいと思うが、部会を無くしてもいいのではないか。難しい制度ができていくことについては、理事もいろいろと研修に行く。新しいことは、理事会として事務局から吹き込んで欲しい。

意見：岩前理事

理事が社協の運営に携わるうえで、制度等を理解し運営に反映していくための勉強会などを、理事会とは別におこなうことは必要と思う。今までは、この規約でそれを部会でやっていたという過去の経過がある。規約で部会を設置するとなっているため、部会を設置する必要がある。この規則にとらわれてしまい、中身のない形骸化した形になっている。規約を廃止するのが無理なら、必要に応じて設置することができるとしてはどうか。部会を3つにわけるとも廃止し、将来、掘り下げるべき課題等が出てきた際に理事会以外の場で他の職員も入れて一緒にやろうという時点で、部会として立ち上げれば良い。規約をもう少しゆるくすればどうか。形式にとられ過ぎて活動がしづらくなっている。小さい社協で部会数の多いところは、理事以外の住民等が入っているから活動ができるが、精華町社協はそうっていない。理事以外を入れるなら規約の変更も必要になってしまう。理事だけで部会を作るなら理事会や理事会のあとに話せばいいものであって、わざわざ複数にわけて部会をする必要はない。規約を残すなら、ゆるくして存在させておくことも可能ではないか。

意見：長谷川会長

浦田監事から部会が活動していないとの意見があったが、理由としては日程調整に大変時間がかかるためである。日程を決めても欠席があり、地域福祉部会では理事会には出てもその後は欠席するため、2～3人しか出席

者がいない場合も多々あった。日程調整や議題内容について事務方と相談するため、事務方の負担が大きく、準備等に複数の職員の手が取られることなども理由である。また、法令改正によって三役と局長、課長で半年間、月1回検討会をおこなったが、三役会議と検討会、理事会と3つ重なる時があった。その際、検討会のほうが重要であることから、そちらにシフトした経緯がある。部会の効果については、法人会員が増えて少し社協の運営にプラスになった。事業運営にどれだけプラスになったかは不明である。以上の意見の後、議長から、今回の意見を踏まえて三役会議の場で今後の方向性を検討し、まとまりしだい理事会の場で示して欲しい旨の意見があった。

諸報告

議長の指示により、以下の事項について事務局長並びに担当課長から報告をおこなった。

事務局長から、法人運営室として下記の5点について報告した。

- (1) 顧問の選任について
- (2) 令和元年度第2四半期収支状況について
- (3) 地域福祉活動計画推進委員会について
- (4) デイサービスセンター積立金の運用状況について
- (5) せいか社協フェスタ2019（精華町社会福祉大会）について

地域福祉課長から、地域福祉課として下記の4点について報告した。

- (1) 令和元年度精華町社協会員募集実績報告について
- (2) 精華町権利擁護・成年後見センター実績について
- (3) 赤い羽根自動販売機の設置について
- (4) 郡山市災害ボランティアセンター（福島県）の被災地派遣について

在宅介護課長から、在宅介護課として下記の2点について報告した。

- (1) 令和元年度居宅介護支援系の事業実績について
- (2) 令和元年度訪問介護系の事業実績について

通所介護課長から、通所介護課として下記の2点について報告した。

- (1) 令和元年度通所介護課の事業実績について
- (2) 認知症カフェ「DONC a fé」の実績報告について

以上をもって案件の全てを終了したので議長が閉会を宣し、午後4時45分散会した。

上記の決議を証するため議事録署名人において次に記名押印する。

令和元年12月23日作成
社会福祉法人精華町社会福祉協議会
令和元年度第5回理事会

会 長 _____ 印

監 事 _____ 印